

役員報酬規程

社会福祉法人ふじみ野会

(役員報酬額の限度額)

第1条 社会福祉法人ふじみ野会評議員会は、定款第21条の定めるところにより、理事・監事の報酬の限度額を年額600万円以内と定める。

(理事長の報酬額)

第2条 常勤役員である理事長の報酬は、その業務内容にふさわしい適切な額とするため、理事会において理事長の執務状況について当法人の各施設長の報告を求め、評議員会に提案する理事長の報酬額案を定める。
評議員会は毎年理事長の報酬額を審議し決定する。

2 理事長報酬は、毎月職員給与の支給日に銀行振り込みにて支給する。

(非常勤の役員)

第3条 非常勤の役員には原則として報酬を支給しない。

(規定の改廃)

第4条 この規程の改廃は評議員会において決定する。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。